

令和 7 年度肝属中部土地改良区公告第 3 号

荒瀬ダム発電所で発電される電力売却に係る一般競争入札実施について

肝属中部土地改良区（以下「改良区」という。）管理施設である荒瀬ダム発電所で発電される電力の売却について、下記のとおり一般競争入札に付しますので、肝属中部土地改良区契約規則第 2 条の規定により、公告します。

令和 8 年 1 月 7 日

肝属中部土地改良区
理事長 永野 和行

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 8 年度荒瀬ダム発電所で発電される電力の売却
- (2) 内 容 仕様書のとおり
- (3) 履 行 場 所 鹿児島県肝属郡肝付町波見字古木場 3524-10 地先 荒瀬ダム発電所
- (4) 履 行 期 間 令和 8 年 4 月 1 日 0 時から 令和 9 年 3 月 31 日 24 時まで
- (5) 契約の種類 単価契約

2 入札参加資格の条件

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しない者であること。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後 3 年が経過していること。
- (3) この公告の日から落札決定の日までにおいて、本改良区を構成する市町（鹿屋市、肝付町）から指名停止に関する規程に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条の規定により許可を受けた一般送配電事業者又は第 2 条の 2 の規定により登録を受けた小売電気事業者であること。
- (5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿屋警察署長及び肝付警察署長に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。

以下法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（個人）である場合にはその者を、法人である場合にはその役員または、その支店

等若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。) が暴力団員であると認められる法人または個人

エ 暴力団または暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人または個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(6) 納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

(7) この契約を的確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。

3 入札参加資格審査の申請方法及び時期等

(1) 申請方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類(ア、イ、ウ、エについては3ヶ月以内に発行されたもの)を添付して、直接又は郵便により提出するものとする。

ア 登記簿謄本(法人の場合にかぎる。写しでも可)

イ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類(個人の場合にかぎる。写しでも可)

ウ 納税証明書

(ア) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明(写しでも可)

(イ) 市区町村(主たる営業所の所在地の市区町村税)について未納の税額がないことの証明(写しでも可)

エ 印鑑証明書(写しでも可)

オ 財務諸表(法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告の写し)

カ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定による一般電気事業の許可を受けていない者にあつては、同法第16条の2第1項の規定による届出をした者であることを証する書面の写し

キ 誓約書(様式1)

(2) 受付期間 令和8年1月7日(水)から令和8年1月20日(火)までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 受付場所

肝属中部土地改良区

〒893-1207

肝付町新富 663 番地 1

電話番号 0994-45-7120

FAX 番号 0994-45-7121

(4) 入札参加資格申請書及びその他様式の交付場所

上記、(3) にて交付する。なお、改良区ホームページ (<http://kimochu.aply.jp/>)でも様式をダウンロード出来るものとする。

(5) 入札参加資格審査申請に係る結果通知

令和 8 年 1 月 28 日 (水) までに入札参加資格確認通知書により通知する。

(6) 入札参加資格の有効期限

入札参加資格を取得した日から入札日までとする。

4 質疑応答

本入札に対する質問は質問書(様式 2)により、次の受付場所に持参するか、郵送又はファックスにより行うものとする。

(1) 受付場所

前記 3 の (3) に同じ

(2) 受付及び回答期間

ア 入札参加資格に関すること

質問受付 令和 8 年 1 月 14 日 (水) まで

質問回答 令和 8 年 1 月 15 日 (木) まで

イ 仕様書に関すること

質問受付 令和 8 年 1 月 20 日 (火) まで

質問回答 令和 8 年 1 月 21 日 (水) まで

回答については、いずれも質問者に電子メールで行うとともに、改良区のホームページ (<http://kimochu.aply.jp/>) において掲載する。

5 入札の日程及び場所

(1) 日 時 令和 8 年 2 月 2 日 (月) 午前 9 時 30 分から

(2) 場 所 荒瀬ダム管理所 1F 会議室

※入札を辞退する場合は、入札日の前日まで(必着)に入札辞退届を直接又は郵便にて提出すること。

6 現場説明

無し

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。(ただし、肝属中部土地改良区契約規則第 6 条の各号の規定に該当する場合は免除)

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。(ただし、肝属中部土地改良区契約規則第 34 条の各号の規定に該当する場合は免除)

8 最低制限価格

設定しない。

9 郵送又は電信による入札

郵送又は電信による入札は認めない。

10 開札

即時開札とする。

11 入札書の記載方法

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の単数があるときは、小数点以下第三位未満を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札単価は 1kwh あたりの単価とする。

12 入札方法

(1) 入札に参加する者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。

(2) 入札に参加する者又は代理人(以下「入札者」という。)は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び入札件名(「令和 5 年度荒瀬ダム発電所で発電される余剰電力の売却」)を記載した封筒に入れ、入札執行者に提出しなければならない。

(3) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることができない。

(4) 入札者が、相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

13 入札の無効に関する事項

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格の無い者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- (6) 同一事項について2通以上の入札書（他の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (8) 再度入札において前回の入札の最高金額以下の金額による入札
- (9) 系列関係にある複数の者のした入札
- (10) その他の入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 肝属中部土地改良区契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ちあわない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

15 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、肝属中部土地改良区契約規則第17条により直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は3回までとし、3回目の入札においても落札者がいないときは、再度公告をして入札に付することが出来る。

16 契約書の案の提出

落札者は、落札通知を受けた日から5日以内に契約書の案を提出しなければならない。
ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認めるときは、期日を5日の範囲内で延長することが出来る。

17 異議の申立て

入札した者は、入札後、公告文、仕様書、契約書（案）等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

18 その他

入札者は、本公告、仕様書等を熟読のうえ、入札しなければならない。